

定 款

一般社団法人 日本飼料用米振興協会

一般社団法人 日本飼料用米振興協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 日本飼料用米振興協会と称し、英語表記は“Japan Feed Rice Association”〔略称 JFRA または J-FRA〕（ジャフラ）とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中野区におく。

(目的)

第3条 当法人は、飼料用米、超多収穫米、日本型循環畜産、耕畜連携農業の普及推進と食料自給率の向上を目指し、そのために、飼料用米・超多収穫米の生産・流通・消費およびエコフィード等に関わる国内外での必要な研究活動および振興事業を行うことを目的とし、その目的に資するために、次の事業を行う。

- 1) 飼料用米・超多収穫米の品質・規格・供給インフラの適正化のための研究交流
- 2) 飼料用米・超多収穫米に関わる規制緩和・普及促進への働きかけ
- 3) 飼料用米・超多収穫米の普及のための振興啓発活動（国内および国際での普及交流集会、技術・学術交流シンポジウム、広報活動等）
- 4) エコフィード（食品残渣発酵飼料）普及に関わる研究と利用振興活動
- 5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する研究振興活動と事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告による。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 社 員

(種類)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した団体または個人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員となる。

2 賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。その承認があったときに賛助会員となる。

(経費等の負担)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に何時でも退会することができる。ただし、正会員の退会届は退会の3ヶ月前に提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第17第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。
- (4) 当該社員は、異議があるときは書面を社員総会に提出することができ、総会の了解を得て発言することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が解散し、又は死亡したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

(構成と議決権)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別議決として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 入会の基準ならびに会費の金額
- (2) 正会員の入会の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 監事の解任
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (8) その他法令で定めた事項

(代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間、主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

また、必要な人数を副理事長、常務理事、理事事務局長等とすることができる。

理事は、社員外（賛助会員を含む）からも選出できる。ただし、社員からの選出を過半数以上とする。監事が2名以上の場合、互選で代表監事を選出する。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事、理事事務局長等は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第22条 理事長は、当法人を代表し、事業の円滑かつ着実な活動を指導する。

2 副理事長、常務理事は、理事長を補佐し、代行する。

3 事務局長等は、当法人の事業実務を執行管理、統括する。

4 事務局長は、事務実務を外部に委託することができるが、その責務を負う。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、会計監査および必要と判断した場合、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。また、社員総会、理事会等のすべての会議へ出席し、意見を述べるることができる。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会の特別議決をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 役員は原則無報酬とするが、理事会等組織運営会議等への出席の場合、交通費および日当を支払うことができる。また、常勤（半常勤を含む）の役員に対しては、報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の議決をもって定める。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人は理事会を置く

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長、副理事長及び常務理事、事務局長等の選定及び解職

(6) 理事会は、会の日常執行に際して、理事長を責任者として運営委員会を設置することができる。運営委員会の構成は過半数を理事とする。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長、常務理事、事務局長（理事）が協議を行い、理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金の返還は、社員総会の決議により返還することができる。

但し、事業年度に係る貸借対象表上の純資産の額が基金等合計額を超える場合、その事業年度の次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までの期間に限り、その超過額を返還の限度額とする。

3 解散時の基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要事項を清算人において別途定めるものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、提示社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第40条 当法人は、剰余金の分配をすることができない。

第8章 解 散

(解散)

第41条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議。
- (2) 社員が欠けたとき。
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。）に贈与する。

第9章 そ の 他

(法令の準拠)

第43条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附 則

(最初の事業年度)

1. 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時社員)

2. 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都八王子市松が谷22番地1-4

設立時社員 遠藤 和生

東京都中野区弥生町1丁目17番3号

設立時社員 海老澤 恵子

埼玉県さいたま市南区内谷5丁目4番14-1006号

設立時社員 若狭 良治

以上、一般社団法人日本飼料用米振興協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する

平成26年 3月 6日

設立時社員 遠藤 和生 印(略)

設立時社員 海老澤 恵子 印(略)

設立時社員 若狭 良治 印(略)

定款変更履歴

定款認証	平成26年 3月25日	公証役場新宿で認証
定款登記	平成26年 4月 1日	東京法務局八王子支局に登記申請、受理
定款変更登記	平成26年10月16日	定款変更 主たる事務所の変更
定款変更登記	平成27年 5月25日	定款変更 理事会設置に変更
定款変更登記	平成28年 5月23日	定款変更 正式社員登録承認を社員総会から理事会に、賛助会員登録承認を理事会から代表理事に変更

本定款は一般社団法人日本飼料用米振興協会の最新の定款の写しであることを証明します。

2022年7月29日

東京都中野区弥生町1-17-3

一般社団法人日本飼料用米振興協会 理事長 海老澤恵子 印